国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure,Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

報道発表資料	令和８年１１月６日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、不誠実な行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

１．指名停止措置業者名及び住所
山口塩元売株式会社　　山口県防府市大字新田６９２番地の１

２．指名停止措置期間
令和８年１１月６日　～　令和９年２月５日　（３ヵ月）

３．指名停止措置の範囲
中国地方整備局管内

４．事実の概要
当該業者は、中国地方整備局（道路部道路管理課）が発注した「山口河川国道事務所凍結防止剤外購入」において、令和８年９月２９日に開札後に、本件仕様に定める数量及び条件に対応した安定的な納入体制を確保できず、契約を確実に履行することが困難と判断したとして、同年１０月６日に契約を辞退した。

５．指名停止措置理由
上記事実は、発注者との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為であり、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第２第１５号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２第１５号＞

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） １５　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １ヵ月以上９ヵ月以内

＜問い合わせ先＞
中国地方整備局　０８２－２２１－９２３１（代表番号）：平日・昼間
総務部　契約課長　實好（さねよし）　徹（とおる）　（内線２５１１）
◎総務部　契約課　課長補佐　正木（まさき）　賢治（けんじ）　（内線２５１３）
港湾空港部　０８２－５１１－３９００（代表番号）：平日・昼間
総務部　契約管理官　濵田（はまだ）　和芳（かずよし）　（内線１３０）
◎総務部　経理調達課　課長補佐　緒方（おがた）　賢二（けんじ）　（内線１３２）